

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額の記録については、27万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 18 年 7 月 21 日
③ 平成 18 年 12 月 22 日

申立期間の賞与記録が無いが、申立期間①はA社から、申立期間②及び③はB社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社から提出された賞与表により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間③について、B社から提出された賞与表により、申立人は、当該期間において、28万円の標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、27万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与表において確認できる保険料控除額から、27万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人の当時の給与振込先であった金融機関は、「取引履歴の保存期限は10年であるため、申立期間に係る取引は不明である。」と回答している上、A社は平成15年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているとともに、同社の元事業主と連絡が取れないことから、当該期間における賞与支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月25日

申立期間の賞与記録が無いが、保管している明細書によると、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行った旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月30日から8年1月1日まで

A社の退職日は、平成7年12月31日であるので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の退職証明（平成8年1月9日発行）によると、申立人の退職日は7年12月31日であることから、申立人は、申立期間に同社に在籍していたことが確認できる。

また、B社の事業主は、「給与は12月1日から同月末日までの分を同月29日に渡している。厚生年金保険料は当月控除である。12月の社会保険料を控除し納付した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係るオンライン記録の平成7年11月の記録から44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付した旨回答しているものの、事業主が所持している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成7年12月30日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間①のうち、平成16年10月から17年1月までは36万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は36万円、申立期間④は44万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成17年2月、同年6月及び申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記事を、同年2月及び同年6月は38万円、申立期間⑤は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成16年10月から17年6月まで、申立期間④及び⑤の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額の記事については、申立期間②は72万6,000円、申立期間③は72万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月から17年6月まで
② 平成19年12月25日
③ 平成20年12月25日
④ 平成22年2月
⑤ 平成23年3月から同年8月まで

申立期間①、④及び⑤について、標準報酬月額がA社の給料から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②及び③について、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず

ず、当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成16年10月から17年1月まで、同年3月から同年5月までの期間及び申立期間④について、申立人及びA社から提出された給料支払明細書並びに同社から提出された「退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「給料支払明細書等」という。）により、申立人は、当該期間において、36万円から53万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、38万円又は44万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間①のうち、平成16年10月から17年1月までは36万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は36万円、申立期間④は44万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成17年2月、同年6月及び申立期間⑤について、給料支払明細書等により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（同年2月及び同年6月は38万円、申立期間⑤は44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成16年10月から17年6月まで、申立期間④及び⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成16年9月については、給料支払明細書等において給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人から提出された給料支払明細書（賞与分）により、申立人は、申立期間②は 72 万 6,000 円、申立期間③は 73 万 8,000 円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、申立期間②は 72 万 7,000 円、申立期間③は 72 万 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、前述の給料支払明細書（賞与分）において確認できる賞与額から 72 万 6,000 円、申立期間③の標準賞与額については、前述の給料支払明細書（賞与分）において確認できる保険料控除額から 72 万 2,000 円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与に係る届出を社会保険事務所に行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（富山）厚生年金 事案 8645

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月30日

申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（48万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していない旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（富山）厚生年金 事案 8646

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月27日

申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、19万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、18万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していない旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年3月6日、資格喪失日は20年3月13日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年3月から20年2月までの標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月6日から20年3月頃まで

年金事務所から資格喪失日が分からないA社B工場の厚生年金保険の被保険者記録が見付かったとの連絡があった。

私は、昭和20年3月のC空襲で下宿から焼け出され、D市へ帰郷したが、帰郷する前までA社B工場で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及び労働者名簿では、A社B工場において昭和19年3月6日に被保険者資格を取得しているが、資格喪失日が空欄となっている申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同一の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、下宿先の所在地及び通勤手段等について具体的に記憶している上、「徴用によりD市からA社B工場に行くことになった。同市から一緒に入社した同僚は、半年かもう少したった頃に同社E工場に転勤になった。」と主張しているところ、申立人が名前を挙げた同僚は、旧台帳により、A社B工場において昭和19年3月6日に資格取得、同年12月20日に資格喪失し、同日に同社E工場で資格取得していることが確認でき、当該同僚の被保険者記録は申立人の記憶とおおむね一致していることから、申立人が同社B工場に勤務していたことが推認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同一の被保険者について確認したところ、申立人のほかに見当たらず、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、当該未統合記録には、前述のとおり資格喪失日の記載が確認できないところ、申立人は、「昭和 20 年 3 月の夜間にあった空襲で、一人で住んでいた下宿から焼け出されて、歩いて F 駅までたどり着き、そのまま電車で D 市に帰った。その時の空襲は、B29 が大編隊で飛来し、照明弾で周囲を明るくし、そこへ^{しょうい}焼夷弾を落として行った。」と主張しており、文献における C 空襲に係る記録及びこれまでの申立人の具体的な記憶を踏まえて判断すると、申立人は、昭和 20 年 3 月 12 日から同年 3 月 24 日までの夜間にあった空襲のいずれかにより被災したと考えられることから、申立人は、少なくとも同年 3 月 12 日までは A 社 B 工場に勤務していたことが推認できる。

また、労働者名簿において、前述の申立人の未統合記録の前後に記載されている被保険者 40 人について見ると、全員に厚生年金保険被保険者名簿が確認できない上、そのうち 13 人については旧台帳及び労働者名簿において、資格取得日は確認できるが資格喪失日は確認できないところ、日本年金機構 G 事務センターは、被保険者名簿及び資格喪失日が確認できないことについて、「戦中戦後の混乱及び保険出張所（当時）の合併分割により、一部不明となった可能性は否定できない。」と回答しており、当時、保険出張所における厚生年金保険の記録の管理が不適切であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 19 年 3 月 6 日、資格喪失日は 20 年 3 月 13 日とすることが妥当である。

なお、昭和 19 年 3 月から 20 年 2 月までの標準報酬月額については、旧台帳及び労働者名簿の記録から 40 円とすることが妥当である。

中部（愛知）厚生年金 事案 8648（愛知厚生年金事案 6799 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 55 年 6 月まで
申立期間当時、口座を開設していた金融機関を思い出したので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、昭和 57 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、平成 14 年 12 月*日に解散している上、当時の事業主と連絡が取れないことから、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認できないこと、ii) 申立人と同職種の複数の同僚の標準報酬月額は、経験年数等が同一ではないが、申立人の標準報酬月額と比べて推移に特段の差異は認められないこと、iii) 同職種の同僚を含む複数の同僚は、当時の標準報酬月額は当時の給与額に見合っている旨証言していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく 23 年 11 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「申立期間当時、口座を開設していた金融機関を思い出したので、調査してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、当該金融機関によると、「申立期間当時の履歴は確認できない。」と回答している上、前回の調査時は連絡が取れなかった申立期間当時の事業主は、「申立人のことは覚えているが、会社が倒産し資料も無いため、給与の金額や保険料控除について記憶が無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8649

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月
② 平成 16 年 8 月

申立期間の賞与記録が無い。会社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②について、A社から賞与が支給されたと主張しているところ、同社の清算人から提出された申立人の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていなかったことがうかがえる。

また、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与記録について、「賞与支払届の届出が無く、申立てに係る記録が無い。」と回答しているとともに、同健康保険組合から提出された適用台帳において、当該期間に係る賞与記録は確認できない。

さらに、C市によると、申立期間①及び②に係る市民税・県民税証明書は保存期限を経過しているため、回答できないとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8650

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月頃から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 3 月頃から A 社（現在は、B 社）に在籍していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、「申立期間当時の資料等は残っていないため、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B 社は、「当時は、従業員の入れ替わりが激しかったため、2 か月ぐらいの試用期間の後、社会保険に加入させていたこともあったようだ。」と回答しているところ、A 社で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、「当時、試用期間があった。」と証言していることを踏まえると、申立期間当時、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A 社において昭和 63 年 4 月 1 日に資格取得していることが確認できるところ、当該記録は同社における厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8651

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 2 年 9 月まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が間違っていると思うので、調査して、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された申立人の履歴書により、申立人は、申立期間において同社に勤務し、B共済組合の組合員であったことが確認できる。

また、B共済組合における共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準報酬月額に相当する仕組みは、昭和 60 年の共済年金制度改正により 61 年 4 月に導入されたものであり、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、B共済組合から社会保険庁（当時）へ移管された申立人に係る組合員原票記載の標準報酬月額とオンライン記録は一致している。

さらに、A社は、申立期間当時の賃金台帳等は保管していない旨回答している上、申立人は、当該期間に係る報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 39 年 1 月 11 日まで
年金記録では、A社の申立期間に係る記録が脱退手当金支給済期間と記録されているが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、回答日（昭和 41 年 5 月 18 日）は脱退手当金支給日（同年 6 月 29 日）と近接しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該未請求の被保険者期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

中部（三重）厚生年金 事案 8653（三重厚生年金事案 1681 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 28 日から同年 10 月 21 日まで
② 昭和 40 年 1 月 6 日から 42 年 6 月 30 日まで
③ 昭和 43 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 26 日まで

申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶が無いので調査してほしいとして申し立てたが、平成 23 年 6 月 16 日付けで、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとする通知をもらった。

しかし、前回の結果に納得ができないので、再度調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名変更処理が、A社を退職後の昭和 49 年 6 月 25 日に行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 8 月 13 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、ii) 申立人の申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」欄に丸印がなされている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、年金記録確認三重地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 23 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社での同僚が記載した申立人の脱退手当金受給に関する意見書を添付し、再度申立てを行っているが、当該意見書の内容は、申立人の主張に共感するものにとどまり、申立人が脱退手当金を受給していないことを示すものとは認められず、年金記録確認三重地方第三者委員会の当初の

決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、A社に係る上記被保険者名簿を見ると、脱退手当金の請求に伴い申立人の氏名変更が行われたことがうかがえるとともに、当該名簿の「脱」欄には脱退手当金を支給したことを示す丸印があることから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該未請求の被保険者期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。